

## 松江市たばこ対策推進会議委員公募要領

### 第1 目的

この要領は、松江市のたばこ対策について、住民からの幅広い意見を踏まえ検討・推進を行うため、松江市たばこ対策推進会議（以下「推進会議」という。）の委員の一部を公募により選出することに関し、必要な事項を定める。

### 第2 募集人員

公募する委員（以下「公募委員」という。）の人数は3名以内とする。

### 第3 委員の任期

公募委員の任期は、委嘱の日から令和10年5月31日までとする。

### 第4 応募資格

公募委員に応募できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- ア 応募の時点で満18歳以上（高校生除く）であり、本市に1年以上継続して在住していること。
- イ 松江市市議会議員、政治団体の役員及び松江市職員でないこと。
- ウ 本市の他の審議会等の公募委員でないこと、及び過去に本会議の公募委員に任命されたことがないこと。
- エ 年1～2回程度、平日に開催する推進会議に出席できること。

### 第5 応募方法

応募の方法は、次のとおりとする。

- (1)応募にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した書類（任意様式）を提出するものとする。
  - ア 住所、氏名、電話番号、性別、生年月日及び松江市に居住し始めた年月日
  - イ 現在の職業（在勤又は在学の場合は、勤務先又は学校名及び所在地を記入する。）
  - ウ 応募理由及びたばこ対策の課題について思うこと（400字以上800字以内）
- (2)応募者は、上記の書類を応募受付期間の末日までに健康推進課に持参、郵送（当日必着）、ファックス、電子メールにより提出するものとする。
- (3)提出した書類は返却しないものとする。

## 第6 応募受付期間

応募受付期間は、令和8年4月1日（水）から令和8年5月1日（金）まで、持参の場合は午前8時30分から午後5時15分までとする。（ただし、土、日、祝日は除く。）

## 第7 公募周知の方法

募集の周知は、本市の広報紙及び本市ホームページにより行うものとする。

## 第8 選考方法

選考の方法は、次のとおりとする。

(1)委員の選考を適正に行うため、松江市たばこ対策推進会議公募委員選考審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2)審査会は、次の3名で構成する。

- ア 健康福祉部長
- イ 健康福祉部次長
- ウ 保健福祉総合センター長

(3)審査会の会長は、健康福祉部長とする。

(4)委員の選考は、書類審査のほか、委員となる者の男女比考慮したうえ決定するものとし、詳細は別紙のとおりとする。

(5)選考の結果については、決定後速やかにすべての応募者に書面で通知するものとする。ただし、委員への選任・不選任のみを通知することとし、採点の内容及び選出順位は公開しないものとする。

## 第9 公募委員の失職

公募委員が第4に規定する応募の資格を満たさなくなったとき（松江市に住所を有しなくなったときを含む。）は失職する。

別紙

1 形式審査

- (1)応募者全員について、第4の応募資格のうちアからエを満たしているか審査する。
- (2)応募資格を満たしていない場合は、失格とする。

2 採点審査

- (1)1の形式審査で失格とならなかった者について、提出された応募書類について審査する。
- (2)選考委員それぞれにおいて、下記の評価項目に基づき採点し、全ての選考委員の得点合計の上位から男女1名ずつを順次公募委員の候補者として選考する。なお、全ての選考委員の持ち点合計の概ね7割を採用する点数とし、得点合計が同点である場合は、審査会の会長が抽選を行い、当該候補者の順位を決定する。

【採点審査の評価項目】

区分	選考委員1人あたりの配点	審査の基準
熱意、意欲	5点	明確な動機をもって参加する意欲や熱意が感じられるか。 
論点整理	5点	課題等について論点整理がなされており、分かりやすいか。 
知識	5点	たばこ対策について知識があるか。 